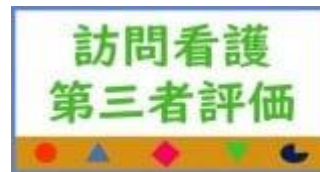


訪問看護第三者評価受審のてびき

1. 受審の手続き

(1) 受審の申し込み（申し込み期限までに提出必須）

愛知県看護協会ホームページ「訪問看護第三者評価」のバナーより「様式1 申請書」に必要事項を入力し、訪問看護総合支援センターの houkan-shien@aichi-kangokyokai.or.jp に送信し、申し込む。



(2) 受審料の支払い

- ①申請書（様式1）を送信すると事務局から申し込み確認の電話が入り、受審料請求書がメールで送信される。
- ②請求書確認後、受審料を右記の口座に振込をする。（振込手数料は申込者負担）

受審料（消費税込み）

管理者が愛知県看護協会 会員である事業所	30,000 円 (33,000 円)
愛知県訪問看護ステーション協議会 会員事業所	35,000 円 (38,500 円)
その他（上記以外）	60,000 円 (66,000 円)

振込指定口座

岡崎信用金庫（金融機関コード 1552）
名古屋支店（店番号 025）
普通口座：9058466
口座名義：公益社団法人愛知県看護協会
会長 三浦 昌子

(3) 訪問審査の日程調整

- ① 希望日の設定：事務局から日程調整の電話が入るので希望日を伝える。
- ② 訪問審査日：事務局より、メールで訪問審査日の通知がされる。

(4) 事前提出書類（書面審査）

訪問審査日の1ヶ月前までに、ホームページより様式2（基本情報調査票）、様式3（自己評価調査票）をダウンロードし記載後、事務局へジップファイルにて送信する。

2. 受審の準備

(1) 「訪問看護第三者評価」を受審する「意義・意味」について職員間で共有する。

(2) 「訪問看護第三者評価」の担当者を決める。

管理者だけで行わないで、スタッフ等と協働して取り組む。

(3) 「訪問看護第三者評価」受審までのスケジュールを立案する。

必要書類作成、必要資料の準備、当日の担当者の選択などについて期日や担当を決める。

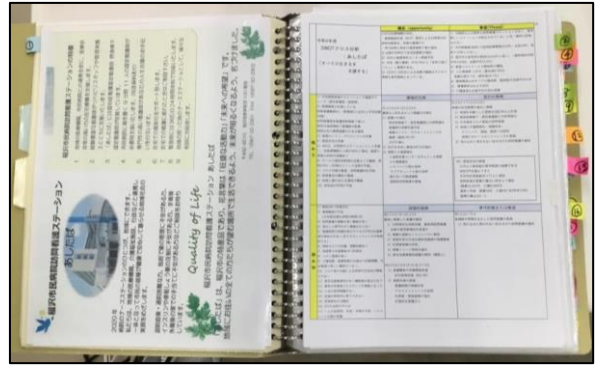
(4) 「事業所自己評価のガイドライン」を確認しながら、様式2、3の作成をする。

- ① 様式2 基本情報調査票に必要事項を記載する。
- ② 様式3 自己評価調査票に、「判断基準」「評価の着眼点」「評価の考え方と留意点」を踏まえながら、自己評価の判断結果を記載する。
- ③ アピールしたい点は具体的に記載する。
- ④ 課題と思われている点も具体的に記載する。
自己評価で「1 および2」と評価した項目についての改善活動があれば記載する。

(5) 訪問審査時の関連書類の準備

訪問審査では、評価項目の根拠となる書類等の確認がある。42項目に沿った準備資料として、事務局より「訪問看護第三者評価 準備資料 (参考)」が提示されるので活用をする。

参考書類・資料等をファイリングすることで、短い審査時間の中で、適正で効率的な審査を着席したまま進めることができる。



3. 訪問審査の当日

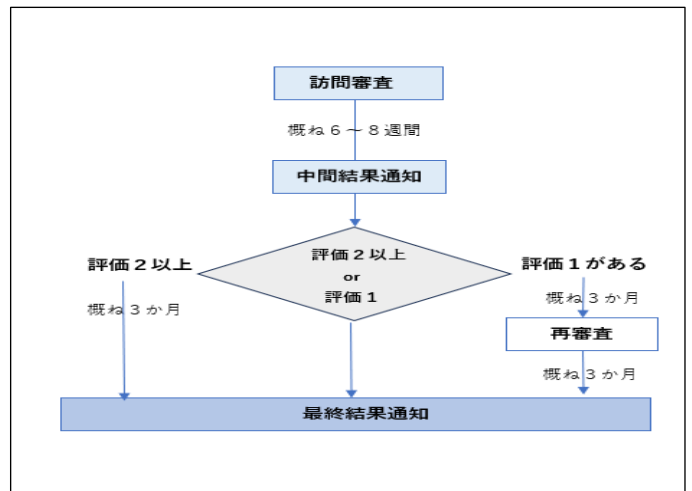
- (1) 訪問審査日は12時45分には、サーベイヤー等が到着する。病院等の場合は、集合場所を事務局と決めておく。
- (2) サーベイヤー3名、サーベイヤー研修者2名程度、事務局1名（サーベイヤー等と兼務の場合あり）が訪問審査に関わる。
- (3) 審査前後のサーベイヤーの打ち合わせができる場所（部屋）の確保をする。
- (4) 管理者以外の担当者なども参加する。
- (5) 講評時には、より多くのスタッフが参加できるように考慮する。

所要時間（4時間）13:00~17:00

時間	所要時間	項目	内容
13:00~13:15	15分	サーベイヤー事前打ち合わせ	
13:15~13:20	5分	挨拶及び審査工程説明	
13:20~13:25	5分	受審事業所概要説明	
13:25~14:25	60分	ストラクチャーの要素 審査	1. 事業所運営の基盤整備 評価項目 (1) ~ (18) 2. 誰でも安心して暮らせるまちづくりへの参画 評価項目 (39) ~ (42)
14:25~14:35	10分	休憩	
14:35~16:05	90分	プロセスの要素 審査	1. 利用者等の状況に応じた専門的なサービスの提供 評価項目 (19) ~ (28) 2. 多職種・多機関との連携 評価項目 (29) ~ (38)
16:05~16:30	25分	サーベイヤー 評価実施後のまとめ	
16:30~17:00	30分	講評	

4. 審査後の流れ

- (1) 中間結果報告
 - ① 訪問審査より概ね6~8週間後に中間結果が郵送される。
 - ② 中間結果報告書の記載内容に事実誤認がある場合は、様式6（疑義申立書）に「疑義申立ての趣旨」「疑義申立ての理由」を記載し、事務局にメールで送信する。再度審議が行われ、回答がメールで届く。
- (2) 最終結果報告



年2回（4・11月末頃）の訪問看護第三者評価委員会を経て、審査結果が確定した後、郵送にて結果が通知される。（認定事業所には、併せて認定証も送付される。）

(3) 再審査について

評価「1」があった場合には、様式7にて改善を要する事項及び項目No、改善要望事項の概要が記載されたものが審査結果と共に郵送される。概ね3ヶ月以内に改善を行い、様式7に改善内容を記載し、必要書類（改善の根拠となるもの）と共に事務局までメール送信する。審査の結果、訪

問看護第三者評価委員会にて、改善が確認されれば、認定証が発行され郵送される。

(4) 認定の有効期間

認定の有効期間は 5 年間

(5) 認定の公表

- ① 愛知県看護協会ホームページ
- ② 愛知県ナースセンターホームページ
- ③ その他本会が発行する情報誌等

5. その他

訪問看護第三者評価について疑問等があれば、事務局の訪問看護総合支援センターに問い合わせる。

公益社団法人 愛知県看護協会
訪問看護総合支援センター（事務局）
〒462-0825
名古屋市北区大曽根三丁目 17 番 20 号
TEL : 052-908-8836 FAX : 052-908-8353
E-mail : houkan-shien@aichi-kangokyokai.or.jp

2025.7 改訂